

平成25年7月25日

報道関係者 各位

不正行為を起こした有資格業者の指名停止について

このことについて、下記のとおり指名停止を行うことになりましたので、お知らせします。

記

指名停止業者名	(株)米田建設（島原市白土町 1161 番地 2） 鳥田組(株)（島原市西町丙 1235 番地）	指名停止の期間	平成25年7月25日から 平成25年8月7日まで 2週間
理由 島原市入札参加資格者指名停止の措置基準第2条第1項 別表1第6号[安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故]	(株)米田建設と鳥田組(株)の2者JVが元請負人として、(有)森下板金工作所が一次下請負人として施工した、島原市発注、島原市体育館弓道場（仮称）建築工事（2工区）において、平成24年11月10日、一次下請負人の作業員が脚立足場から転落し、負傷する事故を起こした事による措置。		

指名停止業者名	(有)森下板金工作所（島原市下川尻町 32 番地）	指名停止の期間	平成25年7月25日から 平成25年8月7日まで 2週間
理由 島原市入札参加資格者指名停止の措置基準第3条第1項 別表1第6号[安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故]	(株)米田建設と鳥田組(株)の2者JVが元請負人として、(有)森下板金工作所が一次下請負人として施工した、島原市発注、島原市体育館弓道場（仮称）建築工事（2工区）において、平成24年11月10日、一次下請負人の作業員が脚立足場から転落し、負傷する事故を起こした事による措置。		



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

担当： 契約管財グループ

契約検査班 谷口修二

電話：0957-63-1111（内線 263）

E-mail：keikan@city.shimabara.lg.jp